

せいいかつほご

生活保護のしおり



延岡市福祉事務所 生活福祉課

生活保護とは

いろいろな事情で生活に困り、生活のできない方に、国が決めた基準に基づいて、生活費や医療費などを保障するとともに、一日も早く自立できるよう手助けする制度です。

憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。



保護を受ける前に

つぎ どりょく せいかつ ほごう
次のように努力しても生活できないときは、保護が受けられます。

1 働ける人は、能力に応じて働いてください。

2 預貯金や生命保険・資産を活用してください。

3 親・子・兄弟姉妹からできるだけ援助を受けてください。

4 ほかの社会保障制度（例えば、傷病手当や雇用保険・各種年金・児童扶養手当など）
で、受けられるものはすべて受けてください。

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。



保護を受けるための手続きは

ほごう ほんにん かぞく どうきよ しんぞく ふくしじむしょ でむ しんせい
保護を受けようとする本人、家族または同居の親族が、福祉事務所まで出向き、申請して
ください。この申請に基づいて保護が必要かどうかを、調査して決定します。

保護が必要かどうかは

いっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、「その世帯に応じた最低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較のうえ、決められます。

最低生活費	
収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。	
収入	保護費
最低生活費	
収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。	
収入	

- 生活保護は、世帯を単位として決められ、いっしょに生活している方々は、同一世帯として扱われます。
- 最低生活費とは、年齢別・世帯構成別・その他の需要を考慮して、国で決められた額です。
- 収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます。
- ただし、働いて得た収入などに対しては、控除があります。

保護の種類は

保護には、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の8種類の扶助があり、必要に応じて支給されます。

保護を受けたときの権利は

- 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費や保護により支給された物に対して、税金をかけられることはありません。
- 保護費や保護により支給された物を、差し押さえられることはありません。
- 決められた保護の内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。

生活保護法

第 56 条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはがない。
第 57 条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。
第 58 条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。
第 64 条 第 19 条第 4 項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する处分並びに第 55 条の 4 第 2 項（第 55 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。第 66 条第 1 項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する处分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

保護を受けたときの義務は

ほ こ う け ん り た に ん ゆ す わ た
○保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

生活保護法

第 59 条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

しゅうにゅう し さ ん め ん へ ん か ほ う こ く と ど け で ぎ む
○収入・資産の面で変化があれば報告しなければなりません。（届出の義務）

- 新たな収入を得たとき。
- 働いて得た収入が増えたり、減ったりしたとき。
(高校生などのアルバイト収入を含む)
- 年金・手当・仕送りの額が変わったとき。
- 交通事故の慰謝料や保険金を受けとったとき。
- 資産を売ったとき、または資産をもらったとき。
- 生命保険の入院給付金などを受けとったとき。

就労開始、入退院、
世帯員変更、長期不在



く へ ん か ほ う こ く と ど け で ぎ む
○暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。（届出の義務）

- 仕事を始めたり、変わったり、やめたりするとき。
- 家族の人数が変わったとき。（出生・死亡・転出・転入）
- 入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき。
- 住所・家賃・地代が変わるとき。
- 会社などの健康保険証が使えるようになったり、使えなくなったとき。
- 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき。
- 1週間程度留守にするとき。
- その他、生活状態が変わったとき。

生活保護法

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

○生活保護を受けなくても生活していけるように、次のような努力をしてください。

(生活上の義務)

- ・働く人は、能力に応じて働く。
- ・毎日の支出について、計画的な暮らしをするように心がける。(仕事をなまけて、パチンコ店や遊技場などへの立ち入りはいけません。借金をしたり、家賃や給食費を滞納することもいけません。年金担保による借入れもいけません。)
- ・その他、生活の維持・向上に努める。



生活保護法

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

○地区担当員の指導・指示に従ってください。(指示等に従う義務)

- ・必要な指導または指示をしたときは、これに従う。
(この義務に違反したときは、保護を受けられなくなることがあります。)

生活保護法

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

② 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。

③ 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私家の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならぬ。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第三章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

○資産の保有には限度があります。

- ・自動車の保有および使用は原則として認められません。
(他人名義の車の使用も認められません)
- ・高額の生命保険の加入は認められません。
- ・貴金属・ピアノなどの高価な物の保有は認められません。
- ・遊休資産がある条件付き保護の場合は、早急に売却するよう努力してください。



受けた保護費は

- 正当な理由で保護を受けたときは、返す必要はありませんが、次のような場合には福祉事務所の定める額を返還してください。（費用返還義務）
- ・資力がありながら急迫な状態で保護を受けた場合。
 - ・遊休資産を売った場合。
 - ・生命保険を解約したり、保険金を受け取った場合。
 - ・各種年金・手当をさかのぼって受け取った場合。

生活保護法

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

不正に保護を受けたときは

- 収入の申告や、その他の届出を怠ったり、うその申告をして不正に保護を受けたときは、これまでに受けた保護費（医療費も含む）を返してもらうことになります。その場合、懲役・罰金などの刑に処せられことがあります。

生活保護法

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができます。

（罰則）

第 85 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。
2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

治療を受けたいときは

- 保護を受けるようになれば、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は使えなくなりますので、返す手続きをしてください。
- 病院へ行く前には、福祉事務所へ連絡してください。（連絡なく病院を受診した場合、生活保護を受けていることが証明できず、医療費の全額を請求される場合があります。）
- 「はり・きゅう・マッサージ・柔道整復」の治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。
- 同一の傷病で複数の医療機関を受診すること（重複受診）はできません。

介護を受けたいときは

- 介護を受けるためには、サービスを受けられる状態かどうかの認定を受ける必要があります。
認定の結果、介護が必要と判定されれば、その程度に応じてサービスが受けられます。
- 介護サービスを受けた場合の利用者負担については、介護扶助として給付されます。
- 介護保険料の負担のある人については、収入からの控除等で対応します。
- ※介護を受けたいときは、事前に地区担当員に相談してください。

保護を受けたときの減免は

国民健康保険税・NHK の受信料・国民年金保険料・保育所の保育料・固定資産税・市県民税・
下水道使用料・し尿汲み取りの費用などは、申請や届出によって減額・免除されるものがある
ので、地区担当員に相談してください。

地区担当員・民生委員の役割は

- 地区担当員は、保護の相談に来られた方の相談を受けたり、正しい保護を行うために、定期的に家庭訪問をしています。
- 保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活できるようになるにはどうすればいいのかを、いっしょになって考えます。困っていることや、わからないことがあれば、相談してください。
- 民生委員は、地域で生活に困っている方などの相談にのってくれる人で、福祉事務所と協力関係にあります。生活保護に関する事をはじめ、社会福祉全般にわたって相談に応じますので、遠慮なく相談してください。もちろん、その内容などについての秘密は守ります。

×モ

連絡先 〒882-8686 延岡市東本小路2番地1
延岡市福祉事務所 生活福祉課
☎(直通) 22-7041
☎(市代表) 34-2111 【閉庁時など】